

平成22年3月9日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

ア 財産管理課（出資団体：津市土地開発公社）

(ア) 支払利息の取得原価への算入について

監査の結果	<p>中勢北部サイエンスシティ第1期事業用地として造成が完成し、販売可能な状態にある土地について、本来であれば津市土地開発公社会計規程第17条第2項に定める勘定科目の「完成土地等」に区分しなければならないが、「開発中土地」に区分している土地が見られた。</p> <p>そのため、販売可能な状態となった以後においても、当該土地の取得・造成のために要した借入金に対する支払利息（以下「支払利息」という。）をその取得原価に算入しているが、同規程第63条第3項は「完成土地等」に区分されたときは、その後の支払利息を取得原価に含めないものと規定している。</p> <p>そこで、販売可能な状態にある土地については、「完成土地等」に区分し、支払利息は取得原価に算入することなく、その発生した事業年度の費用として処理するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>同公社は、平成22年3月末日において、販売可能な状態にある土地については、「開発中土地」から「完成土地等」へ振替を行い、支払利息は、発生事業年度の費用として処理した。</p>

(イ) 資金運用について

監査の結果	<p>短期借入金は、各事業年度を平均すると、92億円を超える資金を調達しており、その支払利息は年間約1億円に及んでいるが、資産の運用状況を見ると、決済用普通預金には恒常的に5億円程度の資金があることから、綿密な資金収支計画の下、短期借入金の縮減を図られたい。</p>
措置の要旨	<p>同公社は、平成22年3月に満期となった定期預金5億円を借入資金の償還に充当し、短期借入金の縮減を図った。</p>

(2) 農林水産部

ア 農林水産政策課（財政援助団体：津市土地改良事業団体協議会）

監査の結果	<p>津市土地改良事業団体協議会補助金について、同協議会は、収入伺及び支出命令書を整備・記帳しているものの、現金出</p>
-------	---

	納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、補助金に係る収支の状況が明瞭とは言えなかったことから、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る収支の状況が明瞭になるよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	会計諸帳簿の整備について、同協議会に指導し、平成22年度の会計処理に当たって、現金出納簿等の会計諸帳簿を整備したことを確認した。

(3) 久居総合支所

ア 地域振興課（産業環境課（当時））

(ア) 七栗産業会館の指定管理について

監査の結果	当該指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をしていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。
措置の要旨	当該指定管理者に防火管理者及び消防計画の届出をするよう指導し、平成21年10月15日に届出があった。

(イ) 金庫内の保管現金について

監査の結果	同課が管理する手提げ金庫内の保管物を確認すると、釣銭現金以外に、出所不明の現金4,000円を保管していたことから、出所の調査及び是正を指導したところ、当該不明金は平成21年4月に実施した狂犬病予防集合注射の際に発生したものと思われ、同年10月7日に衛生雑入として収納したとの報告があったが、手数料等の収納事務に当たっては、不明金が発生しないよう、特に留意して事務を処理するとともに、不明金が生じたときは、速やかに調査の上、適正にこれを処理されたい。
措置の要旨	手数料の収納事務に当たっては、不明金が発生しないよう、特に留意して事務を処理すること、及び不明金が生じたときは、速やかに調査の上、適正にこれを処理するよう担当職員に指導した。

イ 地域振興課（産業環境課（当時）、財政援助団体：久居地域水田農業推進協議会）

(ア) 会計帳簿等の整備について

監査の結果	津市生産調整交付金について、同協議会は、交付金会計に係
-------	-----------------------------

	<p>る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。</p> <p>同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	同協議会は、平成22年度の会計処理に当たって、総勘定元帳等の会計諸帳簿を整備した。

(イ) 産地づくり交付金に係る証憑の保存について

監査の結果	<p>産地づくり交付金は、各農業者の生産調整に係る作物作付けの実施面積に一定の単価を乗じたものが助成額となり、当該実施面積は同協議会事務局の職員らが現地を確認し、その結果を「需給調整現地確認野帳」（以下「確認野帳」という。）に記録した上、助成額を算定しているが、平成19年度の交付金会計において産地づくり交付金を助成した1人の農業者について、実施面積約5,000平方メートル分（助成額に換算して約2万円相当）の確認野帳が見当たらなかった。</p> <p>確認野帳は産地づくり交付金の助成額の正当性を立証する書類であることから、同協議会の会計処理規程に定める証憑の保存期間中、適正に保存するよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	証憑の保存漏れを防止するため、確認野帳に管理番号を付し、当該番号と発行簿を照合するよう、事務処理方法を改めた。

ウ 生活課

監査の結果	<p>立成コミュニティセンターの使用料について、平成21年度の徴収状況を見たところ、ある使用者に関し、実際の使用日数から1日分を差し引いた日数分で使用料を徴収していた。これは、同じ使用者が平成20年度において使用を取り止めた1日分の使用料を還付するために、事実上相殺したようであるが、このような会計処理は、単年度会計や総計予算主義といった地方自治法上の原則に照らし、妥当を欠くものである。</p> <p>また、使用を取り止めた場合に使用料を還付することができ</p>
-------	---

	<p>るのは「使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき」（津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第8条第2号）に限られるが、当該還付に関し、同条例施行規則第7条に定める使用許可取消届の提出を受けていなかったことから、還付すべき使用料に当たるか否かを確認することができなかった。</p> <p>以上のことを指摘したところ、平成21年度に徴収していなかった1日分の使用料を徴収したことなどの報告があったが、公の施設の使用料の徴収に当たっては、財務会計法規をはじめ、当該施設の設置及び管理に関する条例等を遵守の上、適正に事務を執行されたい。</p>
措置の要旨	<p>歳入金の調定及び収納事務に当たっては、職員2人以上で確認を行い、再発防止策を講じている。</p>

(4) 河芸総合支所

ア 地域振興課（総務課（当時））

監査の結果	<p>金庫内の保管現金について、会計管理室から保管換えを受けた現金以外に、釣銭用として職員個人の現金を保管していたが、このような現金の保管は妥当ではないことから、これを是正されたい。</p>
措置の要旨	<p>職員個人の現金を釣銭用に保管することは、取りやめた。</p>

(5) 香良洲総合支所

ア 地域振興課（地域振興室（当時））

監査の結果	<p>平成20年度の香良洲地域体育祭事業補助金について、事業遂行上必要があるとして交付決定額の全額（66万8,000円）を平成20年5月に概算払いしていたが、実績報告書を見たところ、諸経費の支払時期は事業実施月である同年10月以降であったことから、この間補助金が滞留したことになる。概算払いの要否を判断するに当たっては、事業の進捗状況を的確に把握し、補助金が滞留することのないよう、適正に事務を執行されたい。</p>
措置の要旨	<p>補助事業者である香良洲町体育振興会が早くから事業に取り組むということで概算払いを行ったが、今後は事業の進捗状況を見極め適切な時期に概算払いの申請をするよう、同振興会</p>

に指導した。

イ 地域振興課（産業環境課（当時））

（ア）平成21年度の塵芥処理場管理及び塵芥運搬業務委託契約について

監査の結果	仕様書で定める運搬車両等に係る任意保険の加入について、同課はその加入状況を確認していなかったことから、これを確認し、報告するよう指摘したところ、受託者は仕様より低い保険金額で任意保険に加入していたとして、その是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。
措置の要旨	任意保険の加入について、受託者に是正を指導したところ、仕様書に基づく任意保険に加入したことを確認した。

（イ）香良洲町老人クラブに対する業務委託について

監査の結果	同老人クラブは、平成20年度の香良洲墓園除草等管理業務委託契約の仕様書で定める実績報告書と完成写真を提出しておらず、また、同年度の公園除草等管理業務委託契約に係る委託業務実績報告書の「活動内容」欄に当該業務の履行状況を記載していなかったことを指摘したところ、同老人クラブにそれらの是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。
措置の要旨	仕様書に基づく実績報告書と写真の提出について、同老人クラブに指導したところ、当該実績報告書等の提出を受けた。

（ウ）香良洲海水浴場監視等業務委託契約について

監査の結果	当該契約の締結事務は、商工観光部観光振興課が所管し、市は毎年度、香良洲町観光業協同組合と当該契約を締結しているが、産業環境課で保管する平成20年度の監視業務日誌を見たところ、平成20年7月16日と17日の両日は、同組合の監視員の病気を理由に業務が履行できず、同課の職員が監視員として従事していたことから、観光振興課と調整の上、再発防止策を講じるよう同組合に指導するなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	当該業務委託について、同組合と協議の上、十分な人員を確保するよう指導した。

(6) 一志総合支所

ア 地域振興課 (産業環境課 (当時))

監査の結果	一志農村環境改善センターの使用許可手続について、同センターの使用許可申請書を見たところ、使用料を算定する上でも必要な記載事項である「使用する施設」や冷房又は暖房の「要・不要」を記載していないものが多数あったことから、使用許可手続に当たっては、当該使用許可申請書の記載事項の確認を徹底し、適正に事務を執行されたい。
措置の要旨	使用許可申請の受付時において、記載漏れ等がないかの確認を徹底するよう、担当職員に指導した。

(7) 市立保育園

ア 立誠保育園

(ア) 保育所入所負担金の滞納について

監査の結果	保育所入所負担金の滞納 (平成21年9月末日現在) は、25件で約71万円であり、既に在園していない者の滞納がほとんどであるが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まされたい。
措置の要旨	滞納額が高額なものについては、こども家庭課と連携し、児童の降園時などの機会をとらえて、保護者との面談を行うなど、一層の納付指導に取り組んでいる。 また、卒園や退園などにより納付意識が低下することも懸念することから、納付遅滞が確認された場合には、早期に当園での納付指導に着手している。 監査の結果に係る滞納額について、平成22年3月末日までの徴収額は、6万7,500円である。

(イ) 遊戯室の緞帳及び暗幕取替修繕について

監査の結果	当該修繕は、津市契約規則第9条第6号に基づく随意契約 (予定価格が50万円以内のもの) の方法で、2者の見積合わせにより執行していたが、予定価格を定めていなかった。 当該見積合わせの結果を見ると、決定価格は49万5,600円で、第2位の価格は50万円を超えていたが、本来、予定
-------	---

	価格を定めた上、契約方法を検討すべきであり、契約事務に当たっては、手順を踏まえて適正に執行されたい。
措置の要旨	契約事務の適正な執行について、関係職員に指導した。

イ 高洲保育園

監査の結果	<p>保育所入所負担金の滞納（平成21年9月末日現在）は、132件で1,000万円を超え、既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まされたい。</p>
措置の要旨	<p>滞納額が高額なものについては、こども家庭課と連携し、児童の降園時などの機会をとらえて、保護者との面談を行うなど、一層の納付指導に取り組んでいる。</p> <p>また、卒園や退園などにより納付意識が低下することも懸念することから、納付遅滞が確認された場合には、早期に当園での納付指導に着手している。</p> <p>監査の結果に係る滞納額について、平成22年3月末日までの徴収額は、74万3,900円である。</p>

(8) 教育委員会事務局

ア 学校教育課（財政援助団体：津市学校給食協会）

監査の結果	<p>津市学校給食研究事業補助金等に係る同協会の会計処理について、平成20年度の実績報告書における支出科目ごとの支出額と、これに対応する支払証書類の支出額を照合したところ、一部の支出科目について金額が一致しなかった。これは会計処理に当たって支出科目誤りがあったことが原因であるが、このほかにも平成20年度の財政援助団体監査結果報告を受けて整備された会計諸帳簿は明瞭性を欠き、支払証書類との照合が容易ではなかった。</p> <p>補助対象経費の全額が市の補助金で賄われていることを踏まえ、会計諸帳簿の記帳方法などを見直し、その収支の状況が明瞭となるよう、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の要旨	<p>同協会は、平成22年度の会計処理に当たって、会計諸帳簿の内容が明瞭となるよう、記帳方法の一部見直しなど所要の措</p>

	置を講じた。
--	--------

イ 図書館

監査の結果	河芸図書館における郵便切手の保有残高について、切手受払簿を見たところ、1万1,970円相当を保有（平成21年9月末日現在）しているが、平成20年度以降において全く使用していなかったことから、教育委員会事務局内で調整の上、適正な保有残高となるよう是正されたい。
措置の要旨	河芸図書館の郵便切手については、今後も使用見込みがないことから、平成22年3月17日に、使用頻度の高い津図書館に保管換えを行った。

ウ 白山事務所

監査の結果	白山元取プールに係る行政財産使用料について、同事務所は平成21年度から同プールを所管しているが、その敷地内に設置される電力会社の支線柱に係る行政財産使用料を徴収していなかった。これは、平成20年度まで同プールを所管していた白山総合支所総務課との引継ぎが十分でなかったことが原因であり、速やかに所要の是正措置を講じるとともに、公有財産の管理に当たっては、その重要性を十分に認識の上、適正にこれを管理されたい。
措置の要旨	平成21年度の使用料について、電力会社に納入通知をし、平成22年1月19日に納入された。

(9) 市立学校

ア 北立誠小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部劇物を専用保管庫以外で保管していたことから、劇物専用保管庫で保管されたい。
措置の要旨	当該劇物について、劇物専用保管庫で保管した。

イ 豊が丘小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、これを表示されたい。
措置の要旨	それぞれの劇物を確認の上、名称を表示した。

ウ 誠之小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、保管庫に劇物表示をしておらず、また、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、
-------	---



	これらを表示されたい。
措置の要旨	劇物保管庫の扉に劇物表示をするとともに、劇物容器にその名称を表示した。

エ 豊津小学校

監査の結果	給食費の滞納について、平成20年度以前の給食費の滞納（平成21年8月末日現在）は、2件で約2万9,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期に有効な対策を講じられたい。
措置の要旨	納付の催告を行い、1件は平成21年9月3日に、1件は同年11月12日に納付された。

オ 上野小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、保管庫の外扉に劇物表示をしていなかったことから、これを表示されたい。
措置の要旨	劇物保管庫の外扉に劇物表示をした。

カ 安濃小学校

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、当該措置を講じられたい。
措置の要旨	保管庫内の容器転倒防止措置として、砂を入れた台皿を容器下に設置した。

キ 明合小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、管理記録簿の記載内容が不明確であったことから、その様式を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	管理記録簿の記載内容（残量表示）を明確に記載した。

ク 久居中学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部容器に劇物表示をしておらず、また、年1回実施するたな卸の記録がなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の要旨	劇物表示をしていなかった容器に劇物表示をし、年度末に薬品名・在庫量・保管場所を確認できるよう理科薬品保管台帳を作成した。